

今号の表紙

春日市スポーツチャンバラ選手権大会

1月20日、春日野小学校体育館で春日市スポーツチャンバラ選手権大会 2013 が行われました。

スポーツチャンバラは、年齢や性別を問わず誰でも安全に楽しく競技できるスポーツ。この日は、世界選手権優勝者や韓国代表選手の参加もあり、会場は歓声と熱気に包まれました。



CONTENTS

(仮称)総合スポーツセンター施設整備基本設計	02
成年後見制度	04
連結財務4表を公表します	06
市からのお知らせ	08
トピックス	11
情報ひろば	12
健康掲示板／カンガルー通信	14
コミュニティスクール／お誕生日おめでとう	15

お知らせします

(仮称)総合スポーツセンター 施設整備基本設計

市は現在、市民スポーツセンター体育館の老朽化や多様化するスポーツニーズに対応するため、総合スポーツセンター施設の整備を進めています。基本設計案へ寄せられたさまざまな意見や関係団体、地域住民の皆さんと協議した内容などを取りまとめ、基本設計(※1)を策定しましたので、お知らせします。

■基本的考えと整備目標

1 生涯スポーツの推進・競技スポーツの振興

- ▽多様化するスポーツ・運動・レクリエーションの拠点
- ▽市民交流の場「多世代交流型スポーツセンター」の提供
- ▽ユニバーサルデザイン(※2)

2 安全安心な施設

- ▽災害に強い施設
- ▽安全と危機管理に対応した施設

3 維持管理・運営への配慮

- ▽合理的かつ効率的で将来にわたり持続可能な施設
- ▽ライフサイクルコスト(※3)の低減
- ▽ランニングコスト(※4)の低減

4 環境への配慮

- ▽環境の保護とエコロジー(※5)
- ▽周辺景観に配慮したデザイン計画

※1 建築などの設計過程で、条件に合うように基本的なことを決定した図面・仕様。

※2 誰もが利用可能な設計。

※3 建物の企画・設計から工事・解体・廃棄に至るまでの全期間に要する費用。

※4 光熱費や維持費など、施設の運用に必要な費用。

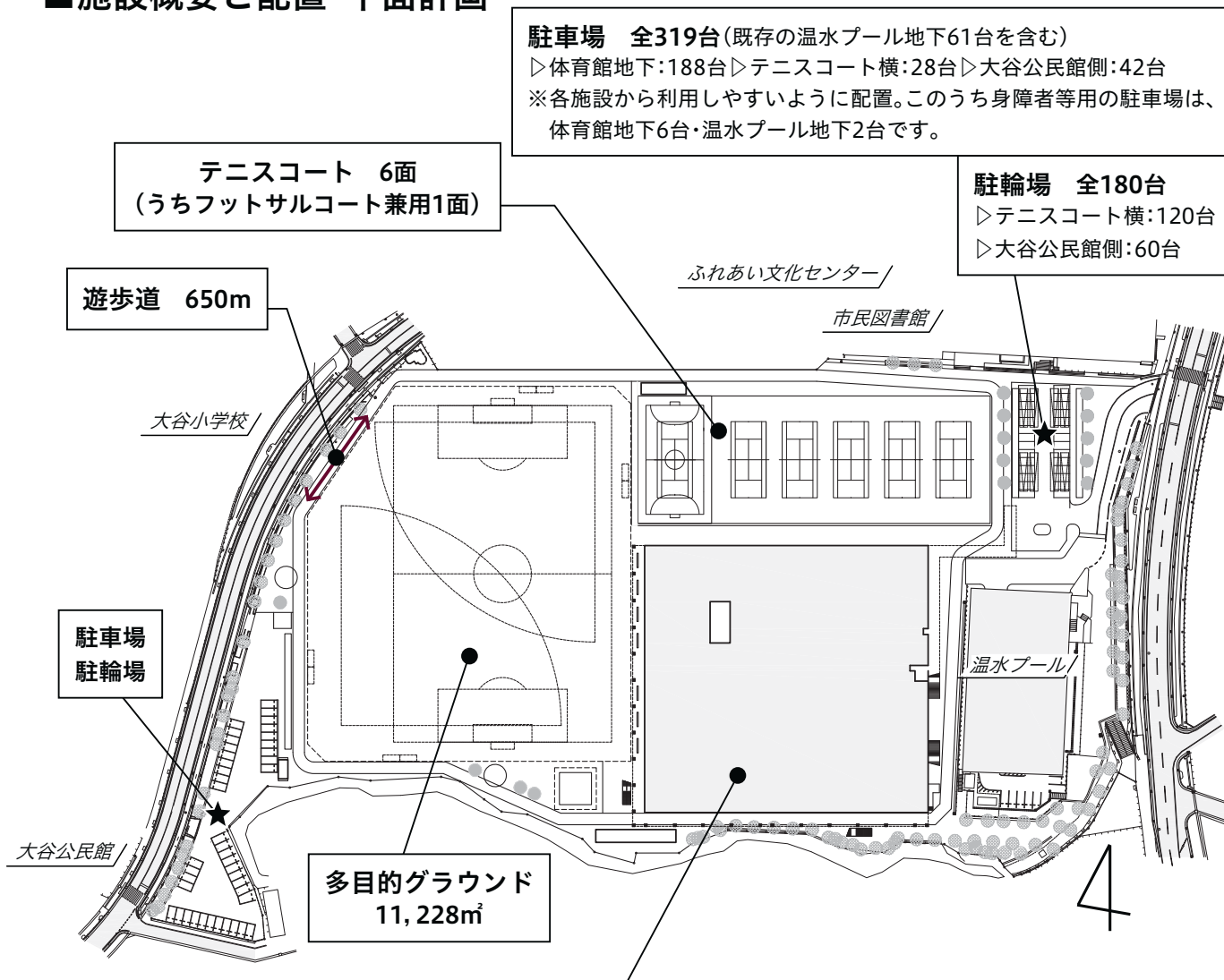
※5 人間と自然の調和。



今後、平成25年8月までに実施設計を取りまとめ、平成25年11月着工を予定しています。利用開始は、体育館が平成27年11月、多目的グラウンドとテニスコート、遊歩道は平成28年5月の予定です。

なお、パブリックコメントで原案へ寄せられた意見の反映内容は、2月15日(金)以降に市ウェブサイトで公表します。

■施設概要と配置・平面計画



駐車場 全319台 (既存の温水プール地下61台を含む)
 ▷体育館地下:188台▷テニスコート横:28台▷大谷公民館側:42台
 ※各施設から利用しやすいように配置。このうち身障者等用の駐車場は、体育館地下6台・温水プール地下2台です。

駐輪場 全180台
 ▷テニスコート横:120台
 ▷大谷公民館側:60台

テニスコート 6面
 (うちフットサルコート兼用1面)

遊歩道 650m

**駐車場
駐輪場**

**多目的グラウンド
11,228㎡**

体育館

構造:鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造) ※施設の有効利用、スポーツセンターに隣接している道路の状況、周辺地域への影響などを考慮して、現在の駐車場とテニスコートがある場所に配置します。

階数:地下1階、地上3階

延床面積:20,995.320㎡

<p>メインアリーナ</p> <p>広さ 51m×38m 高さ 13.5m 観覧席 1033席(車いす席20席)</p> <p>主な競技コート数</p> <p>▷バスケットボール 2面 ▷バレーボール 3面 ▷バドミントン 10面 ▷ハンドボール 1面</p>	<p>サブアリーナ</p> <p>広さ 35m×38m 高さ 13.5m 観覧席 207席(車いす席6席)</p> <p>主な競技コート数</p> <p>▷バスケットボール 1面 ▷バレーボール 2面 ▷バドミントン 6面</p>	<p>トレーニング・フィットネス</p> <p>▷トレーニング室 1室 ▷フィットネス室 2室</p> <p>卓球場</p> <p>▷台数 20台</p> <p>武道場</p> <p>▷剣道場 2面▷柔道場 2面</p> <p>弓道場</p> <p>▷近的 5人立ち</p>
--	---	---

平面図を含む基本設計書の概要版は、情報公開コーナー(市役所2階)や行政管理課(市役所5階)、スポーツ課(大谷6-28)で見ることができます。

あなたの安心した暮らしを支える

成年後見制度

私たちは、日常生活において、物を買ったり、サービスを利用したりと、自分の判断に基づいてさまざまな契約行為などを行っています。

ところが、認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人は、それらを自分で行うことが難しい場合があります。

そこで今回は、判断能力が不十分な人の、住み慣れた地域での安心した暮らしを支える「成年後見制度」について説明します。

成年後見制度とは？

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な人(以下「本人」という)を保護し、支援する制度です。

家庭裁判所が選任する後見人・保佐人・補助人(以下「後見人等」という)が、本人を支援するために活動します。

後見人等には親族が選ばれることもあれば、弁護士や司法書士、社会福祉士といった専門家が選任されることもあります。また、法人や、2人以上の後見人等が同時に選任される場

合もあります。

役割は？

身上監護

本人の生活や健康、介護に必要なサービスなどの手配を行い、適切に提供されているか見守ることで、

具体的には、ホームヘルパーの派遣や訪問看護サービスの依頼、介護・医療・福祉サービス利用契約の締結など、福祉や医療の関係者と連携し支援していきます。

財産管理

本人の財産を適正に管理することです。

具体的には、印鑑や預貯金通帳の保管・管理、保険金や年金の受領、医療・介護サービス費の支払いなどです。

家庭裁判所への報告

後見人等は、前述の身上監護と財産管理の状況を記録しておき、定期的に家庭裁判所に報告する必要があります。

与えられる権限は？

後見人等には、その職務を行うために、「代理権」「同意権(取消権)」という権利が与えられます。

代理権

本人に代わって預貯金や不動産を管理したり、介護・福祉サービスの契約を結んだりすることができる権利のことです。

後見人に選任された人すべてに、代理権が与えられます。保佐人・補助人には、家庭裁判所に「代理権付与の申し立て」を行うことにより、代理権を付けることができます。

同意権(取消権)

本人が行った行為について、後見人等が取り消しを行うことができる権利のことです。

後見人等は、本人が断りなく行った行為を、同意するか、取り消すかを

●成年後見制度の概要

	後見	保佐	補助
対象者の判断能力	全くない	著しく不十分	不十分
申し立てができる人	本人、配偶者、4親等内の親族など ※身寄りがいないなどの理由で申し立てをする人がいない場合は、市町村長に後見等開始の審判の申立権が与えられています。		
代理権	財産に関する法律行為全般	申し立ての範囲内で家庭裁判所が定めた法律行為	申し立ての範囲内で家庭裁判所が定めた法律行為
同意権(取消権)	日常生活に関する行為以外の行為	法律上定められた重要な行為	申し立ての範囲内で家庭裁判所が定めた法律行為

選択することができます。

同意権は、一定の行為について後見人・保佐人には自動的に与えられます。補助人には、家庭裁判所に「同意権付与の申し立て」を行うことにより、同意権を付けることができます。

どんなときに利用したらいいの？

事例

施設入所契約や不動産の処分を行うとき

本人は持ち家に独り暮らしですが、日付や曜日が分からなくなったり道に迷って帰れなくなったりするなど認知症の症状が進行し、自宅での生活が難しくなってきました。親族は息子がいますが、遠方で、仕事も多忙であり頻繁に本人を訪れるのは困難です。



息子が後見開始の申し立てを行い、司法書士が後見人に選任されました。これにより、入所可能な施設と契約を行い、住まなくなった自宅は売却できました。

事例

相続手続きをするとき



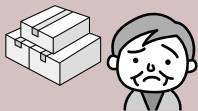
知的障がいのある本人は、高齢の母と二人暮らしをしています。母は、自分の死後、本人が一人で遺産の相続手続きや財産の管理ができるとは思えず、心配でなりません。

そこで、母は、保佐開始の申し立てを行い、併せて代理権付与を申し立て、社会福祉士が保佐人に選任されました。その後、母が亡くなり本人は一人になりましたが、保佐人により遺産相続の手続きが行われ、その後の金銭管理や生活全般を見守ってもらうことで、安心して生活できるようになりました。

事例

悪徳商法への対策として

本人は、娘との二人暮らしです。最近、娘が外出している間に、訪問販売員から必要のない高額な健康食品をいくつも購入するなど、軽度の認知症の症状が見られるようになりました。



娘が補助開始の申し立てをし、併せて本人が一定額以上の商品を購入することについての同意権付与の申し立てをしました。家庭裁判所の審判の結果、娘が補助人に選任され、本人が娘に断りなく高額な商品を購入してしまった場合に、娘が契約を取り消すことができるようになりました。

誰が申し立てをするの？

申し立てができるのは、本人、配偶者、4親等内の親族などに限られています。

他に申し立てる人がいない場合は、市町村長が申し立てることもできます。

利用の方法は？

必要書類を準備する

申し立てには、申立書、戸籍謄本や医師の診断書、財産目録などの書類が必要です。

申し立て用の書式は家庭裁判所で入手できるほか、裁判所のウェブサ

イトから入手することもできます。

※申し立てに必要な書類は、下表の相談機関に確認してください。

家庭裁判所に申立書類を提出する

提出先は、本人の住所地を管轄する家庭裁判所です。本人と親族の住所が違う場合は注意してください。

家庭裁判所が選任する

家庭裁判所が、必要に応じて本人や申立人、医師や家族などから事情や生活状況を確認します。

その後、後見人等に最も適切と思われる人を選任します。

※申し立てから選任までには2〜3カ月程度かかります。

かかる費用はどのくらい？

▽申し立てにかかる費用

収入印紙、郵便切手など裁判所に審判を請求する手数料が2万円弱かかります。また、本人の判断能力を確認するための鑑定が実施される場合は、別途10万円前後の費用が必要です。これらの費用は、原則申立人が負担します。

▽後見人等の報酬

後見人等は、業務の報酬を本人の財産から受け取ることができません。ただし、後見人等は家庭裁判所に事前に報酬請求の申し立てを行う必要があります。

問い合わせ・相談先

相談機関名	電話番号・ファックス番号
高齢課高齢者支援担当	☎(584)1111 FAX(584)3090
福祉支援課障がい担当	☎(584)1111 FAX(584)3090
春日市北地域包括支援センター	☎(589)6227 FAX(589)6228
春日市南地域包括支援センター	☎(595)8188 FAX(595)6069
春日市社会福祉協議会「福祉あんしんセンター」	☎(581)7225 FAX(581)7258
福岡家庭裁判所(後見センター)	☎(510)0414

連結財務4表を公表します

平成23年度決算

現在の地方公共団体の会計制度は、会計ごとに現金主義による単式簿記の決算を行っています。この方法は、年度中にどれだけの収入があり、それをどのように支出したかという現金の動きが分かりやすい反面、市が整備してきた資産などの価値や、行政サービスを行うために発生した減価償却費などの目に見えないコスト(費用)の情報が不足するといった欠点があります。

そこで、総務省の「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」に基づき、企業会計的な手法を取り入れた、発生主義による財務書類を作成しました。

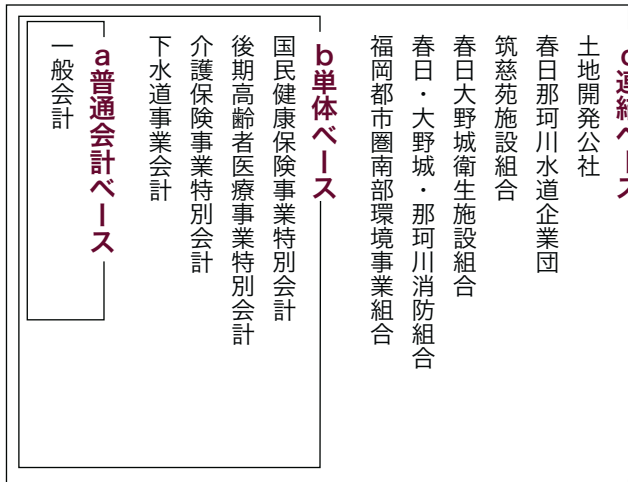
また、これまで会計ごとに決算されていたものを連結したことで、春日市全体としての財政状況が分かりやすくなっています。

連結とは「複数の会計の合算」

一般企業では、グループ企業全体の財務状況を把握するために、親会社と子会社の決算書を合算し、かつ双方の間での売上や貸付金などを相殺します。この決算書の合算のことを連結といいます。

春日市の財務書類では、**一般会計**(下図a)を中心に、**特別会計**および**公営事業会計**(下図b)、並びに市が加入している**一部事務組合**など(下図c)、複数の会計を合算(連結)しています。

本年度は、春日・大野城・那珂川消防組合(消防事業)と福岡都市圏南部環境事業組合(可燃物処理事業)の2会計を新たに連結しました。



注1 人口は平成23年度末人口(10万9768人)を用いています。

注2 全ての数値を100万円単位で四捨五入しています。

行政コスト計算書

経常的な行政サービスを提供するために必要なコスト(費用)から、市民の皆さんに負担していただいた施設利用料、手数料などを差し引いた「純経常行政コスト」を示したものです。

経常行政費用(J)	403億3800万円
(主な内訳)	
・社会保障関係費など	220億6900万円
・人件費	52億6400万円
・委託料や使用料など	52億1900万円
・備品や消耗品の購入、施設の維持修繕など	38億3400万円
経常収益(K)	49億4500万円
純行政コスト(J-K)	353億9300万円

◆受益者負担比率 12.3%

(対前年度+0.6%)

経常的な事業に係る費用に対して、実際に利益を受けている人がどれくらい負担したのかが分かります。

◆市民1人当たりの純行政コスト 32万円 (前年度同額)

経常的な行政サービスをどのくらい効率的に提供できているのかが分かります。

貸借対照表(バランスシート)

左側は、住民サービスを提供するために保有している、過去から蓄積された**資産(A)**を示しています。右側はその資産がどのようにしてできたのかを示しており、将来の世代が負担していく**負債(B)**と、過去の世代がすでに負担した**純資産(C)**から構成されています。

資産(A)	2310億8300万円
1.金融資産	181億 500万円
(1) 資金	49億9100万円
(2) 債権	36億 800万円
(3) 有価証券	10億8600万円
(4) 投資など	85億9300万円
2.非金融資産	2129億7800万円
(1) 事業用資産	654億3800万円
(2) インフラ資産	1475億4100万円

(B+C)	2310億8300万円
負債(B)	556億8000万円
1.流動負債	49億9400万円
(1) 公債(翌年度償還分)	40億 800万円
(2) 短期借入金	0円
(3) その他	9億8600万円
2.非流動負債	506億8600万円
(1) 公債	460億1600万円
(2) 引当金	46億7000万円
+	
純資産(C)	1754億 300万円

◆市民1人当たりの
資産の額 211万円 (対前年度+1万円)
負債の額 51万円 (前年度同額)

◆純資産比率 **76%** (対前年度+1%)
 資産のうち、市民の持ち分の割合を示したものです。
 一般企業における自己資本比率に相当します。

資金収支計算書

平成23年度1年間の現金の出入りを、性質別に整理したものです。

期首(22年度末)資金残高(D)	37億7900万円
+	
当期(23年度中)収支(E)	12億1200万円
1. 経常的収支(ア)	52億3500万円
2. 資本的収支(イ)	▲13億7400万円
3. 財務的収支	▲26億4900万円
期末(23年度末)資金残高(D+E)	49億9100万円
+	
基礎的財政収支(ア+イ)	38億6100万円

◆公債費等償還可能年数 **19年**
 (対前年度▲10年)

基礎的財政収支が本年度決算の額で一定だと仮定すると、現在の地方債残高を約19年で返済できます。

純資産変動計算書

純資産(これまでの世代が負担して蓄積された資産)が、年度中にどれくらい増減したかを示したものです。

期首(22年度末)純資産残高(G)	1745億7500万円
+	
当期(23年度中)変動高(H)	8億2800万円
(主な増要因)	
税金、社会保険料、補助金など	384億9000万円
(主な減要因)	
純経常費用(純行政コスト)	▲353億9300万円
固定資産の変動	▲16億5200万円
期末(23年度末)純資産残高(G+H)	1754億 300万円

◆現役世代への財源措置割合 **93.9%**
 (対前年度+1.2%)

◆将来世代への財源措置割合 **6.1%**
 (対前年度▲1.2%)

将来世代への財源措置割合が低いのは、インフラ整備が進んでいることを示しています。

市からの

public information from KASUGA city

お知らせ

「市からのお知らせ」をはじめ、市報に掲載した記事は、市報の発行日(毎月1日と15日)以降、市ウェブサイトの「お知らせ」にも載せます。

そのほか、市報に掲載していない情報もありますので、ぜひ利用してください。

URL <http://www.city.kasuga.fukuoka.jp>

差別落書きは犯罪であると同時に重大な人権侵害です

差別落書きは許されません

人権政策課 人権担当 ☎(584)1111 FAX(584)1153

昨 年12月27日、市内で特定の人を中傷する差別落書きが発見されました。

公共物や人の財産に対する落書きは違法行為であり、軽犯罪法や刑法の器物損壊罪で罰せられます。さらに差別落書きは人の心を深く傷つける悪質な行為であり侮辱罪や名誉毀損罪にも該当します。

「差別落書き」という卑劣な行為は、日本国憲法がすべての国民に保障している基本的人権に基づき私たちが不断の努力により培ってきた人権文化を踏みにじる行為であり、「絶対に許さない」という地域社会の強い姿勢が求められます。

成熟した社会への第一歩として、地域社会の絆を阻害する差別や偏見について、私たち一人一人が相手の立場になり想像力を働かせ、自分自身の問題として捉えること、他者への思いやりの心を持つということが大切です。

「差別落書き」を発見したら、すぐに人権政策課または福岡法務局筑紫支局まで連絡してください。

問い合わせ先

▽市人権政策課人権担当

▽福岡法務局筑紫支局

☎(922)2881

FAX(922)3342

知っていますか

医療費通知

国保年金課 国保担当 ☎(584)1111 FAX(584)1141

国 民健康保険の被保険者に健康や医療

についての関心を高めてもらうことを目的として、医療費通知を年6回(2カ月ごと)、各世帯にお届けしています。

医療費は、皆さんが納めている国民健康保険税と国・県からの交付金などで賄われています。

医療費通知の内容を参考に、医療費負担の仕組みや健康についての理解を深め、国民健康保険事業の健全な運営にご協力ください。



後期高齢者の健康診査について

後期高齢者医療制度の被保険者を対象に、健康診査を実施しています。該当する人には、平成25年3月末まで受診できる受診票を送っています。まだ受診していない人は、指定医療機関などで受診しましょう。

指定医療機関は受診票に同封した一覧表に記載しています。自己負担額は500円です。

受診のときは、「被保険者証(保険証)」と広域連合が郵送

した「受診票」が必要です。受診票が見当たらない場合は再発行しますので、問い合わせてください。

なお、生活習慣病(糖尿病や高血圧症など)で通院している人は対象となりませんので、注意してください。

問い合わせ先 福岡県後期高齢者医療広域連合お問い合わせセンター

☎(651)3111 FAX(651)3901

早めに計画しましょう

引っ越しごみの出し方

ごみ減量推進課 ☎(584)1111 FAX(584)1147

引 つ越しなどで大量にごみが出る場合は、ごみ出しルールに従って計画的に出しましょう。

○粗大ごみ

粗大ごみは、1回につき3品まで出すことができます。

事前の予約が必要です。毎月20日（土・日曜日、祝休日の場合は前営業日）の午後4時までに、担当収集業者に電話予約してください。

○臨時収集

粗大ごみやその他のごみが多量にあり、一度に処分したい場合は、担当収集業者に相談してください。

この場合も通常のごみ出しと同じように指定袋や粗大ごみシールを使って出してください。また、臨時の収集料金が別途必要です。

○自己搬入

「燃えるごみ」と「燃えないごみ」に分別すれば、それぞれの処理施設に自己搬入することができます。

手数料は、いずれの施設も10kgごとに140円です。

▽燃えるごみ(要予約)

予約・持込日時 月々土曜日

午前8時30分～午後4時

予約先 自己搬入ごみ事前受付センター

ター

☎(433)8234

持込先 クリーンパーク南部(下白水104-5)

▽燃えないごみ(予約不要)

持込日時 月々金曜日(祝休日を除く)、第3日曜日

午前8時30分～11時30分、午後1時～4時

持込先 春日大野城リサイクルプラザ(春日公園6-2)

ザ(春日公園6-2)

○古紙や古布などの資源回収

地域の集団回収や古紙等回収倉庫で回収しています。

回収日時など、詳しくは各地区の公民館へ問い合わせてください。

○市で処理できないもの

家電リサイクル法の対象品(エアコン、テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)やパソコン、タイヤ、消火器などで処理できないものもあります。

詳しくは、「春日市家庭ごみの正しい出し方」で確認してください。



△古紙回収倉庫

国民年金保険料の支払い 口座振替がお勧めです

国民年金保険料の納付方法を口座振替にすると、金融機関などへ行く手間が掛からず、納め忘れを防ぐことができるため大変便利です。

また、一定期間分の保険料を支払う「前納制度」は、現金での納付に比べて割引額が大きくなります。前納制度は、「1年」「半年」「1カ月ごと」のものがあります。

平成25年度から口座振替での前納制度を希望する場合は、2月末日までに預貯金口座がある金融機関または年金事務所まで手続きをしてください。

毎月払いの保険料 1万4980円×12月＝17万9760円

前納制度で1年分を支払う際の保険料

▷口座振替 17万5990円(毎月払いと比べ3770円割引)

▷現金 17万6570円(毎月払いと比べ3190円割引)

※金額は平成24年度のものであり、平成25年度の金額は未定です。

平成25年度の前納制度による納入期限(口座振替日)

▷1年前納 4月30日(火)

▷半年前納 4月30日(火)、10月31日(木)

問い合わせ先 南福岡年金事務所(福岡市南区塩原3-1-27)

☎(552)6128 FAX(541)7649

春日市議会3月定例会

議会事務局 ☎(584)1111 ☎(584)1146

3 月に行う議会の日程をお知らせします。

期日・内容

- ▽1日(金) 本会議(議案の上程、提案理由の説明)
 - ▽6日(水) 本会議(議案質疑など)、予算審査特別委員会
 - ▽7日(木)・8日(金) 各常任委員会
 - ▽11日(月) 予算審査特別委員会
 - ▽12日(火) 本会議(補正予算議案採決)、予算審査特別委員会
 - ▽13日(水)・14日(木) 予算審査特別委員会
 - ▽15日(金) 各常任委員会
 - ▽19日(火)・21日(木) 本会議(一般質問)
 - ※ケーブルテレビ(アナログ19チャンネル・デジタル112チャンネル)で生放送を行います。
 - ▽22日(金) 各常任委員会(議案採決)
 - ▽25日(月) 予算審査特別委員会(議案採決)
 - ▽26日(火) 各常任委員会(閉会中の調査事件の調整など)
 - ▽27日(水) 本会議(委員長報告、質疑、討論、採決)
- ※日程は、都合により変更することがあります。

地域密着型サービス事業の基準条例(案)

パブリックコメントに対する市の考え方を公表します

高齢課 高齢者支援担当 ☎(584)1111 ☎(584)3090

介 護保険法などが改正され、介護保険の地域密着型サービス事業の基準などについて、市町村で条例を定めることになりました。

昨年12月、市は策定に関する考え方を公表し、パブリックコメント(意見)を募集しました。

このパブリックコメントの内容と市の考え方をまとめましたので公表します。

公表場所 高齢課窓口(市役所1階)、市ウェブサイト



高齢の独り暮らし世帯などの見守りを強化

「みまもりホットライン」を設置

福祉計画課 地域福祉担当 ☎(584)1111 ☎(584)3090

市 と市社会福祉協議会は、関係機関との連携のもと、地域で孤立する恐れのある高齢の独り暮らし世帯などへの見守り活動を推進しています。

この取り組みの一環として、企業からの通報体制を強化するため、「みまもりホットライン」を設置しました。

これは、新聞販売店や水道企業団、電力会社、郵便局など日頃から地域住民と接する機会のある企業に、利用者の異変(郵便物や新聞がたまって、電気がつきっぱなし、洗濯物が干したままなどに気付いた際に通報してもらうためのものです。

通報後、「みまもりホットライン」から対象者に電話や訪問などで安否を確認します。

ただし、人が倒れている、徘徊しているなど緊急の場合は、警察(110番)や救急(119番)を案内しています。

みまもりホットライン ☎(515)6515

※365日受け付け、午前8時30分〜午後5時、企業からの通報専用です。

問い合わせ先

▽福祉計画課地域福祉担当

▽市社会福祉協議会

☎(581)7225

☎(581)7258

▶ 団旗を掲げて入場行進する春日市消防団員



女性消防団員が操法を初披露

平成25年消防出初式

1月13日、大和利中学校(大野城市)で春日市、大野城市、那珂川町の消防団員と春日・大野城・那珂川消防本部署員による「平成25年出初式」が行われました。雨が心配される天候の中、総勢457人が参加。安全安心なまちづくりを目指し、決意を新たにしました。

展示訓練では、春日市消防団の女性団員が「軽可搬ポンプ操法訓練」を初披露。平成22年に発足した同団の女性部は、操法訓練を行う体制が整った昨年11月から、消防本部の指導のもと、訓練を重ねてきました。団員たちの緊張した面持ちながらも機敏な操法に、大きな拍手が贈られていました。

なお、団員たちは今年初めて開催される「福岡県女性消防操法大会」に出場する予定です。

▶ この日、団員が使用した「軽可搬ポンプ」は、女性でも扱いやすいように小型ポンプをさらに軽量化したもので、(財)自治総合センターの「平成24年度コミュニティ助成事業」により、投光機とともに配備。同センターは、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に貢献することを目的に「宝くじの社会貢献広報事業」を行っています。



▲機敏な操法を行う女性団員



大会結果をお知らせします

第38回春日市走ろう大会(大人)

1月20日、白水大池公園で春日市走ろう大会(大人)を行い、市内外から166人のエントリーがありました。

今年度は初めて、パフォーマンスを競う部門(リレーマラソン3周の部)も開催。仮装をして走るチームやのぼり(旗)を持って走るチームなど、さまざまなパフォーマンスに会場は盛り上がり、応援に来た人も一緒に大会を楽しみました。

優勝者(敬称略)・上位入賞チーム

【2.2kmの部(男子)】

- ▷1位 谷 周
- ▷2位 井上翔太
- ▷3位 山本 翔

【2.2kmの部(女子)】

- ▷1位 中村詩織
- ▷2位 来徳菜奈
- ▷3位 太田菜月

【5kmの部】

- ▷高校生～29歳男子 下川 史
- ▷30歳～39歳男子 斉藤康治
- ▷40歳～59歳男子 内村要介

▷60歳以上男子

相森菊男

▷高校生～29歳女子

谷口文香

▷30歳～39歳女子

福島美和

▷40歳～59歳女子

小川由紀

【10kmの部】

▷高校生～29歳男子

田頭孝啓

▷30歳～39歳男子

西田裕一郎

▷40歳～59歳男子

音羽 毅

▷60歳以上男子

東 陽一

▷高校生～29歳女子

畑瀬美美子

▷30歳～39歳女子

丸山典子

▷40歳～59歳女子

熊谷由美子

【リレーマラソン】

5周の部

- ▷1位 春日市役所サッカー一部チームG
- ▷2位 春日市役所サッカー一部チームN
- ▷3位 郵便局A

3周の部

- ▷ヒノデB

※パフォーマンスを表彰

▶ パフォーマンス1位で表彰を受けるヒノデBチーム



情報ひろば INFORMATION

春日市役所

☎(584)1111

www.city.kasuga.fukuoka.jp



いきいきルーム体力測定 参加者募集

自分の体力レベルをチェックしてみませんか。一人一人に合った運動プログラムを作成し、効果的な運動方法をアドバイスします。運動初心者や体力に自信がない人は、ぜひ参加してください。

対象 20歳以上の市民

期間 3月1日(金)

開始時間 午前10時、午前11時、午後1時30分、午後2時30分

※所要時間はいずれも1時間程度です。

内容 体力測定(握力・柔軟性・体幹バランス・腹筋などの測定)、体成分分析測定・血管年齢測定(脂肪や筋肉量や



動脈硬化度などの測定)、持久力測定(負荷をかけながらエアロバイクをこぎ、心肺機能を測定)

※持久力測定は、3月4日(月)以降の月～土曜日のうちで、都合の良い日時に実施します。

参加費 5000円

定員 各時間10人(申込先着順) 持ってくるもの 上靴、運動しやすい服装、水筒、タオル

申込方法 事前に電話で申し込む場所・申込・問い合わせ先

いきいきプラザ内
きルーム(昇町1-1-20)

☎(501)1162

FAX(501)0051



最近、本を読んでいますか パパ・ママの読書タイム

子育て中の保護者が図書館で本を選び、読書できるように託児を行います。託児は、ファミリー・サポート・センターかすがの「まかせて会員」が行います。

ゆつくりと図書館を楽しんでみませんか。

対象 生後3カ月(首が据わった子ども)～未就学児とその

保護者

日時 3月13日(水)

午後1時～2時30分

場所 市民図書館(大谷6-24) 託児場所 ふれあい文化センター 旧館集会室A(大谷6-24)

参加費 子ども1人5000円

定員 5組(申込先着順)

申込方法 2月20日(水)～3月6日(水)に電話、ファックス、Eメールのいずれかで保護者と子どもの名前、子どもの生年月日、電話番号を伝える

申込・問い合わせ先 子育て支援センター

☎(584)1010

FAX(584)7739

kosodate@city.kasuga.fukuoka.jp

ka.jp

離乳食教室 参加者募集

赤ちゃんの食事量や内容で悩んでいる人のための、離乳食の作り方や進め方の教室(離乳食中期以降の話が中心)です。

託児(1人3000円・申込先着15人)もあります。

対象 生後6～8カ月の子どもの

持つ保護者

日時 3月13日(水)

午後1時30分～3時30分

(受付:午後1時～)

場所 いきいきプラザ(昇町1-120)

参加費 2000円(実習材料費)

定員 20人(申込先着順)



持ってくるもの 母子健康手帳、エプロン、三角巾、手拭きタオル、託児に必要な道具(記名済みのもの)

申込方法 2月18日(月)～3月1日(金)に電話かファックスで住所、氏名、電話番号、子どもの生年月日、託児の有無を伝える

申込・問い合わせ先 健康課保健指導担当

☎(501)1134

FAX(501)0051



家庭教育学級公開講座 音楽で学ぶ「いのち」

子育てには悪戦苦闘がつきものです。ある一人の父親が、自身の子育て奮闘記を、音楽に乗せて愛情いっぱいに語ります。子育てのヒントがたくさん隠されていますので、ぜひ来場してください。

参加費は無料で、申し込みも不要です。

日時 2月22日(金)

午前10時～正午

場所 ふれあい文化センター旧館 サンホール(大谷6-24)

講師 ひきがたりすと サツチモさん

問い合わせ先 社会教育課社会教育担当

☎(575)4121

FAX(593)7380

食品衛生責任者養成講習会

食品衛生法では、施設ごとに食品衛生責任者の設置が義務付けられています。このため、責任者としての知識と技術を身に付けるための講習会を行います。

対象 食品関係業者と従事者、受講を希望する人

日時 3月6日(水)

午前10時～午後5時(受付:午前9時30分～10時)

場所 クローバープラザクローバーホール(原町3-1-7)

受講料 8000円(講習終了後に修了書を交付)

定員 280人

※会場の都合により筑紫保健福祉環境事務所管内で現に営業している人を優先的に受け付けます。

申込方法 ファックスで氏名、受講日、電話番号を伝える

申込・問い合わせ先 筑紫食品衛生協会

☎(575)5056

FAX(982)8319



大人のぜんそくが増えています

ぜんそくは子どももの病気と思われがちですが、大人のぜんそくも年々増えています。
ぜんそくについて知り、適切な治療を受けましょう。

発症時期

大人のぜんそくは、小児ぜんそくから移行する場合もありますが、成人後に発症する人が多くを占めています。その患者数は450万人と推定されていますが、実際に治療を受けている人はこの4分の1程度です。

大人の場合、せきなどの症状が続いても「風邪が長引いているのだらう」と放置し、その結果重症化することが多いので注意が必要です。

ぜんそくの特徴

風邪の場合は昼間でもせきが出来ますが、ぜんそくの場合は夜間から明け方頃に次のような症状が見られます。

- ▽呼吸のたびにゼーゼー・ヒューヒューといった音がする
- ▽激しく咳き込む
- ▽息を吐くときに息苦しい

▼たんが出る

ぜんそくの種類

ぜんそくはアレルギー性と非アレルギー性の2つに分けられます。

▼アレルギー性の場合

家ダニやハウスダスト(室内のホコリ)、花粉類、カビ、犬や猫の毛などがアレルギーになるので、検査でアレルギーを特定し除去して、生活環境を整える必要があります。

▼非アレルギー性の場合

風邪などの感染症やストレス、冷気や温度・湿度の変化、タバコの煙、排気ガス、食品添加物やアスピリンなどの解熱鎮痛剤が発作の引き金として影響することが分かっています。多くはアレルギーが特定されないタイプです。

治療と予防法

ぜんそくかなと思っただけで

は早めに医療機関を受診して、早期治療に努めましょう。また、ぜんそくと診断された場合は次のような日常生活での予防が大切です。

▼風邪やインフルエンザなどの感染症に注意する

▼ストレスをため込まない

▼気候の変化に注意する

▼禁煙をする

▼室内のホコリ、カビ、ダニをできるだけ除くように心掛ける

▼食物添加物などで症状がでる場合は摂取を避ける

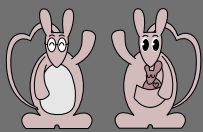
▼薬剤によるぜんそくは医師に相談する

▼十分な休養とバランスの取れた食生活を心掛ける

▼マスクを着用する

ぜんそくは長期の管理が必要な病気です。症状が治まっても治療を継続し、定期的を受診するようにしましょう。

カンガルー通信



春日市子育て支援センター

(須玖南2-120すくすくプラザ内)

☎(584)1010 ☎(584)7739

🌐http://www.city.kasuga.fukuoka.jp/kosodate

絵本の読み聞かせ

お父さん・お母さんの膝に座らせて絵本を広げたり、寝る前に枕元で絵本を広げたり。冬に限らず1年を通じて親子で楽しんでほしい「絵本の読み聞かせ」。

「いつから絵本の読み聞かせをしたらいいですか」という相談がありますが、赤ちゃんの頃から始めてもいいですよ。

子育て支援センターでは「親子でぎゅっ♪」の時間に絵本の読み聞かせを行っています。生後2・3カ月の赤ちゃんも、お父さん・お母さんに抱かれて保育士の「絵本の読み聞かせ」を聞いてくれています。一緒に参加している大人が「ほらほら、動物さんが出てきたよ」と子どもに声を掛けたり、時には「いないい

ないばあ」と絵本の言葉を口ずさみ、子どもをあやしたりしています。少し大きくなると、大人から離れて絵本の近くまで寄って来たり、慣れ親しんだ絵本があると、一緒に声を出したりする姿もみられます。

「絵本読むのが下手だから…」と苦手意識を持つ人もいますが、大好きなお父さん・お母さんの声での読み聞かせが一番です。ぜひ挑戦しましょう。



※絵本の選び方は、子育て支援センターの保育士や図書館の職員に相談してください。

かすが コミュニティ スクール

春日中学校区の取り組み

～春日中学校・春日小学校・須玖小学校～

春日中学校ブロックコミュニティ・スクールは、地域・家庭・3つの学校(春日中・春日小・須玖小)が連携し、「自分の夢を実現するために、自ら行動できる児童・生徒の育成」を目指し、昨年7月に発足しました。今年度は、「自ら学ぶ力推進部」「自ら感謝する力推進部」「自ら安全・安心を守る力推進部」の3つの推進部を設置し、推進部ごとに3校共通の取り組みを決め、小学校と中学校が互いの良さを見いだしていくことにしました。

「自ら学ぶ力推進部」は、9月から、自ら家庭で学習する習慣づくりに取り組み始めました。春日中学校では、通称「自学ノート」と呼ばれる家庭学習用ノートに、2つの小学校が取り入れている保護者からのコメント欄や家庭学習確認の保護者の押印を試験的に採用しました。まだ不十分な点はあるものの、中学生には良い刺激となっているようです。また、2つの小学校では、春日小学校の「春日っ子ノート」と須玖小学校の「チャレンジ家庭学習」のそれぞれの良さを見いだしながら、家庭学習の統一した在り方について話し合いを進めています。



◁3校で同時時間帯に行った「朝のあいさつ運動」の春日小学校の様子

「自ら感謝する力推進部」は、9月19日、3校が同時時間帯に、地域(自治会)と保護者が見守る中で、朝のあいさつ運動を実施しました。自治会・PTA・生徒会が連携したあいさつ運動を初めて試みた春日中学校では、当日の早朝から、中学校区内の4自治会の役員の皆さんをはじめ、春日小学校運営協議会の会長や小学校の校長先生が来校し、小・中学校の連携を強くうかがわせる取り組みとなりました。

「自ら安全・安心を守る力推進部」は、「自分の命は自分で守る」を合言葉に取り組みを始めました。春日小学校では、朝の活動時間を利用して、地震や火災、交通安全などさまざまな安全教育を継続的に実施し、自ら命を守る力を育成しています。また、それぞれの学校で、交通安全協会やおやじの会に来校してもらい、講話や実技指導を実施する中で、自転車に乗る際の新しいルールについての学習を深め、自ら交通マナーを守ろうとする意識を高めています。

教務課 教育総務担当 ☎(584)1111 ☎(584)1153

市の人口 1/15現在

◎総人口 111,063人

女 57,149人

男 53,914人

◎世帯数 45,320世帯

春日市総合情報メール

防犯・防災情報や子育て情報、健康情報など11分野の行政情報を携帯電話などにメール配信するサービスです。

下のメールアドレスへ空メールを送信し、返信メール記載のURLをクリックして表示される画面で登録してください。また、下のQRコードを読み取って、空メールを送信することもできます。

登録は無料ですが、メール受信のために所要の通信費がかかります。

✉ ksg-c@ansin-anzen.jp



問い合わせ先

地域づくり課

☎(584)1111

☎(584)1153

4月生まれの 赤ちゃん募集

※3歳まで

写真の裏に赤ちゃんの氏名(ふりがな)、生年月日、住所、電話番号を書いて郵送してください。3月1日(金)当日消印有効)までの到着分の中から抽選で決定します。

送り先 春日市役所「お誕生日おめでとう」係(〒816-8501 春日市役所)

※写真は返却できません。



まるばやし なお
丸林 奈央ちゃん(春日原北町)
平成24年2月19日生



むらかみ れん
村上 蓮ちゃん(日の出町)
平成24年2月17日生



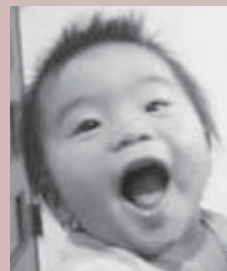
くどう ゆずは
工藤 柚葉ちゃん(小倉)
平成24年2月26日生



いとう さきか
伊東 咲花ちゃん(須玖北)
平成24年2月23日生



2月後期



おがたりゆうせい
緒方 流星ちゃん(下白水南)
平成24年2月22日生



今号の作成期間中、春日東中の生徒2人が3日間の職場体験に来ました。

初めて使うデジタル一眼レフカメラに戸惑いながらも取材へ行き、トピックス記事を作成。出来上がった紙面を見て「すごい」と感嘆の声を上げていました。

実は、近々リニューアルを検討している市報。この職場体験を機に、足踏みしていたリニューアル案をまとめることができ、お互いに充実した3日間を過ごしました。

まもなく1000号に達する「市報かすが」。皆さんのお宅へ確実に配布することはもちろん、より多くの人に隅々まで読んでいただける市報となるよう、リニューアルに向けて頑張りたいと思います。

なお、今回職場体験を行った2人が担当した記事は、次回3月1日号に掲載予定です。



奴国史真館

須玖地区の文化財
～須玖岡本遺跡ほか～

須玖岡本遺跡の周辺は、弥生時代の青銅器工房跡が集中する地域として知られています。鋳型や坩堝^{るつぼ}などの青銅器の生産に関連する遺物も多数出土しており、ここで生産された青銅器は、北部九州はもとより中国・四国地方まで運ばれ、^{さいし}祭祀などに利用されました。

また^{まがたま}ガラス勾玉鋳型など、ガラス製品の製作に関連した遺物が出土し、ガラス工房跡も発見されました。

青銅器・ガラス生産は奴国直営下で運営され、工房が立ち並ぶさまはまさに王都と呼べるものでしょう。



(奴国の丘歴史資料館)

△青銅器生産で使用した道具